

仕様書

1. 件名

生体分子シミュレーションチームの研究補助に関する業務に係る労働者派遣契約

2. 目的

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構（以下「QST」という。）量子生命科学研究所では、生体高分子の動態を明らかにする研究を進めている。

本仕様書は、生体分子シミュレーションチームの研究に必要な試料作製のための遺伝子組換え及び生化学・分子生物学・生物物理学実験に関する業務、文献調査及びそれに付随する事務支援業務に従事する労働者の派遣を行うものである。

3. 業務内容

- (1) 遺伝子組換え及び生化学・分子生物学・生物物理学実験に関する業務
- (2) 文献調査に関する業務
- (3) 上記(1)(2)に必要な準備、後片付け及び発注に関する業務
- (4) 付隨的業務

上記、密接不可分・一体的に行われる付隨業務で、派遣労働者の就業場所において自他の業務に関わりなく派遣労働者の業務とされているもの。なお、付隨的業務の作業割合については、休憩時間を除く通常の就業時間の1日または1月の就業時間の3割以下とする。

4. 必要な資格等

- (1) 理科系の修士課程修了以上であること。
- (2) 遺伝子解析、2次元電気泳動、タンパク質同定、DNA抽出、細胞・微生物培養、タンパク質抽出の5年以上の実験経験を有すること。
- (3) 共焦点レーザー顕微鏡、蛍光顕微鏡を使った5年以上の実験経験を有すること。
- (4) 光ピンセットを用いた単1分子実験の経験を有すること。
- (5) 各種アプリケーションソフト（Word、Excel、PowerPoint）の操作が可能であること。
- (6) 社会人として一般的なビジネスマナーを習得しており、OA機器類の操作、書類作成等の事務業務に3年以上従事した経験を有していること。

5. 派遣労働者が従事する業務に伴う責任の程度

役職を有さない（所定外労働なし、部下なし）

6. 就業場所

〒263-8555 千葉県千葉市稻毛区穴川4-9-1

QST 量子生命科学研究所

ただし、必要に応じて派遣労働者の自宅等

7. 組織単位

量子生命科学研究所 量子生命システムグループ 生体分子シミュレーション

8. 指揮命令者

量子生命科学研究所 量子生命システムグループリーダー

9. 契約期間、業務時間、人員

(1) 契約期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日（153日間）

(2) 業務時間

- 原則 12 日/1 か月（各日 9:00～17:00（休憩時間 12:00～13:00））
- 業務日は、土曜日、日曜日、国民の祝日、その他 QST の指定する日を除き、月曜日から金曜日の範囲で、前月末日までに要求元と調整する。必要に応じて、業務時間外であっても業務を実施する場合がある。なお、業務時間外の労働の対価は、別途精算払いを行う。
- 派遣労働者が在宅勤務をする場合には、原則として就業時間外勤務及び出張・外勤を認めない。

(3) 人員

1名

※派遣労働者が不測事態により業務に従事できず、業務に支障を及ぼすと認められる場合は交代要員を配置させる等、QST 職員との協議の上、必要な処置を講じること。

10. 派遣先責任者

千葉 管理部 庶務課長

11. 派遣労働者を派遣元における無期雇用者もしくは 60 歳以上の者に限定するか否かの別

- 派遣労働者を「無期雇用派遣労働者に限定しない」
- 派遣労働者を「60 歳以上の者に限定しない」

12. 服務等

- 一般健康診断については、派遣元が負担、特殊健康診断については、QST が負担する。
- 派遣労働者は、更衣室を利用できる。
- 派遣労働者は、業務上知り得た情報を、QST の許可なしに第三者に漏らし、又は利用してはならない。また、業務遂行上で得られた特許等知的財産権は、QST に属するものとする。
- QST への通勤は、公共交通機関を利用することとし、車通勤は認めない。
- 在宅勤務において、通信費・水道光熱費その他費用については派遣元又は派遣労働者の負担とする。

13. 提出書類

「指揮命令者」及び「派遣先責任者」に各 1 部ずつ提出すること。

- 仕様書「4. 必要な資格等」に定める資格要件等を有することを証明する資料（派遣開始前まで）
 - 労働者派遣事業の許可証（写）（契約後）
 - 派遣元の時間外休日勤務協定書（写）（契約後）
 - 派遣元責任者の所属、氏名、電話番号（契約後及び変更の都度速やかに）
 - 派遣労働者の氏名等を明らかにした労働者派遣通知書（契約後及び変更の都度速やかに）
 - 派遣労働者の社会保険、雇用保険の被保険者資格の取得を証する書類（契約後及び変更の都度速やかに）
- ※届出日付または取得日付を含む。ただし、不要な個人情報は黒塗りとすること。
- 派遣先管理台帳（月次）

(8) その他契約上必要となる書類

※上記(5)の書類には、派遣する労働者の氏名及び性別の記載を含むこと（派遣する労働者が45歳以上である場合はその旨（60歳以上の場合はその旨）、18歳未満である場合にあっては、年齢を記載すること）。また、派遣する労働者についての健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の被保険者資格取得届の提出の有無に関する記載及び派遣元において無期雇用であるか否かの別、協定対象派遣労働者に限定するか否かの別についての記載を含むこと。

14. 検査

毎月履行完了後、QST職員が、所定の要件を満たしていることを確認したことをもって検査合格とする。

15. その他

- (1) 派遣期間終了後、派遣労働者を直接雇用する場合は、事前に派遣元に通知するものとする。
- (2) 派遣元は、QSTが量子科学技術の研究・開発を行う機関であるため、高い技術力及び高い信頼性を社会に求められていることを認識し、労働者派遣法を始めとする法令のほか、QSTの規程等を遵守し安全性に配慮して業務を遂行し得る能力を有する者を従事させること。
- (3) 派遣元は、派遣者に欠務が生じるときは直ちにQSTに連絡するものとし、速やかに交代要員を派遣すること。
- (4) 派遣労働者が在宅勤務をする場合、QSTの情報セキュリティ管理規程、情報セキュリティ対策基準その他関連規程に定める内容を遵守すること。また、特に次の事項に注意しなければならない。
 - ① 在宅勤務の際に作成した成果物等を、QST外の者が閲覧、コピー等しないよう最大の注意を払うこと。
 - ② ①に定める成果物等は紛失、毀損しないように厳格に取り扱い、確実な方法で保管および管理すること。

16. グリーン購入法の推進

- (1) 本契約において、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に適用する環境物品（事務用品、OA機器等）が発生する場合は、これを採用するものとする。
- (2) 本仕様に定める提出書類（納入印刷物）については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

17. 協議

本仕様書に記載されている事項及び本仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、量研と協議のうえ、その決定に従うものとする。

(要求者)

所 属：量子生命科学研究所 量子生命システムグループ

生体分子シミュレーション

氏 名：角南 智子